

笠松町交通バリアフリー 基本構想②

る「交通上の障害」を意味します。横断歩道の無い交通量の多い道、歩行者信号の無い横断歩道、歩道が無く自動車、自転車歩行者が同じ平面で混在する道などがそれにあたります。私たちが普通に町を歩くシチュエーション（場面、状況）を考えても、町のなかにはこのような交通バリアが存在します。また、私たちにとっては特に気にならなくても、お年寄りや、目の不自由な人、車椅子のかたにとっては苦勞の種となる交通バリアもたくさんあります。つまり、急な勾配がそうです。

横断歩道に歩行者信号があっても、音声誘導が無ければ目の不自由な人には横断が難しくなります。また、プラットホームをまたぐ急勾配の階段も、車椅子のかたや足の弱いお年寄りにはまさに交通バリアとなります。

交通バリアフリーとは、このような「交通バリア」から「フリー（自由）」な状態、つまり「交通バリア」が無い状態をいいます。

交通バリアフリー基本構想策定委員会を開催

基本構想の策定にあたっては、学識経験者、町代表、道路管理

者、公共交通事業者、公安委員会、地元代表、高齢者代表、障害者代表、福祉関係者、学校関係者の皆さんからなる委員十八人と、委員をサポートするオブザーバーとして関係機関である国土交通省、岐阜県、岐阜県警の代表の皆さん六人で委員会を設置し、基本構想の策定に向けて検討しています。



熱心に討議される委員の皆さん

【第一回委員会】

九月三日（金）、役場で行われた第一回委員会においては、町の交通バリアフリーについて活発に意見交換が行われました。まず委員会では、会長に岐阜工業高等専門学校助教授の鶴田佳子さん、副会長に中部学院大学講師の早川潤一さんを選出しました。

委員会では障害者が障害を持たない人と同じように社会に参加できる「ノーマライゼーション」の考え方を目指した誰もが住みよい町づくりの必要性、委員会の各関係機関などの代表者や一般のかたなど、実際の利用者の意見をタウンウォッチングやアンケートを行うことにより、積極的に取り入れ基本構想を策定していくことが確認されました。

【第二回委員会】

十月十八日（月）、役場で第二回委員会が開催され、次の三つの内容を中心に意見交換が行われました。

重点整備地区について

交通バリアフリー法では、一日の平均利用者数が五千人以上の駅およびその周辺などを対象とし、その周辺の交通バリアフリー化を図ることとされています。その周辺などというのが重点整備地区でありタウンウォッチング後に正式に決定することが確認されました。

タウンウォッチングについて

生活者の視点で、実際に町の中を歩いて、あちらこちらにある「交通バリア」を見つけていることが目的に十一月二十

三日（火）に実施することになりました。参加者は委員会、町老人クラブ連合会、県身体障害者福祉協会羽島郡支部笠松町分会、笠松小学校、笠松中学校、岐阜工業高校、一般応募者のかたがたです。

タウンウォッチング後にはワークシヨップ（参加者が専門家の助言を得ながら問題解決のために行う研究会）を開催し、バリア状況の整理、個々の感想、意見の把握を行います。

アンケート・聞き取り調査について

委員やタウンウォッチング参加者の意見のみならず、より広い意見をいただくことを目的に、駅からの歩行圏内（笠松地域）の皆さんを中心に、乳幼児の保護者、小中高生のかたがたを対象にアンケートを行うことや駅利用者についても聞き取り調査を行うことが確認されました。

なお、十一月二十三日（火）に行われましたタウンウォッチングやワークシヨップについては次号の広報紙でお知らせします。また、ご協力いただきましたアンケート結果については、集計がまとまり次第広報紙やホームページでお伝えします。

町では、誰もが安心、安全快適に移動出来るよう、交通バリアフリー基本構想の策定を今年9月から進めています。今月号では、交通バリアフリーの考え方と交通バリアフリー基本構想策定委員会の開催状況をお知らせします。

【交通バリアフリーの考え方】

「交通バリアフリー」のバリアとは「障害」つまり妨げになるものの意味です。「交通バリア」は、町の中を行き来するときに邪魔になる、または不便を強い